

平成23年度東京都税制調査会（第2回小委員会）  
議事録

日 時 平成23年7月11日（月）  
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成23年度東京都税制調査会（第2回小委員会）

平成23年7月11日（月）10：02～11：47  
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【小委員長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。ただいまから平成23年度東京都税制調査会第2回小委員会を開催させていただきます。

本日の議題はここに書いてありますように、地方分権・税制抜本改革のあり方について、特に「社会保障と税の一体改革」と地方税のあり方でございます。このテーマについて審議に入りたいと思います。

事務局から、資料の説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

まず資料1、1ページ目になりますが、昨年、政府で取りまとめられました社会保障・税一体改革成案の一部抜粋でございます。まず、Ⅰ社会保障改革の全体像でございますが、その下に1社会保障改革の基本的な考え方とございます。その中で①自助・共助・公助の最適バランス等により、国民一人一人がその能力を最大限に発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていく制度を構築していく。②必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に行って、高機能で中長期的に持続可能な制度をつくっていく。③世代間、世代内の公平に配慮する。④財政健全化等の同時達成、あるいは経済成長との好循環を実現する。⑤、ここはゴシックになっていますけれども、国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場の経験や創意を取り入れて、サービスのワンストップ化など制度の簡素化、質の向上を図るとしてございます。

その上で、2改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向でございますが、これにつきまして、厚生労働省案に示す基本的な方向性、全世代対応、参加保障、あるいは普遍的、分権的・多面的なサービスの供給体制、安心に基づく活力といったことを踏まえて、まず①として子ども・子育て支援、あるいは若年雇用対策、②として医療・介護等のサービス改革、③として年金改革、④として制度横断的課題としての「貧困・格差対策」、いわゆる重層的なセーフティネット、それから、低所得者対策といったことに優先的に取り組むとしてございます。

続きまして2ページ目、Ⅱ社会保障費用の推計でございます。まず、1の機能強化にかかる費用ですけれども、改革全体を通じまして2015年、平成27年度において、社会保障の充実による額が約3.8兆円、それに対して、重点化・効率化等に伴って約1.2兆円程度の減が見込まれており、差し引きで約2.7兆円の増となっております。内訳として、子ども・子育て分野に0.7兆円、医療・介護等に1.6兆円、年金の関係は0.6兆円になってございます。

次に国・地方を通じた公費全体の推計です。これにつきましてはベースとなる統計に地方単独事業が入っていないということで、今後、この全体状況の把握に努めて、社会保障の全体像を総合的に整理するとしてございます。

続きまして、Ⅲ社会保障・税一体改革の基本的姿の関係でございます。まず、社会保障の安定財源確保の基本的な仕組みですけれども、社会保障給付に要する公的負担の費用につきましては、あらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、消費税を主要な財源とするとしてございます。

続きまして3ページの(2)です。使途の明確化ということで、現行の地方消費税を除く国・地方を通じ

た消費税収につきましては、原則として社会保障の目的税にすることを法律上、会計上明確化するとともに、将来的に社会保障給付にかかる公費全体について消費税収を主たる財源として安定財源を確保すると述べています。

引き続きまして(3)国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保ですけれども、地方の役割は極めて重大である。地方の住民に身近なところでサービスを設計する、そして実行するという役割は非常に重要である。そうしたこともあって、引き上げ分の消費税収につきましては高齢者3経費、少子化対策費用における国・地方の役割分担に応じて配分し、地方の社会保障給付に対する安定財源の確保を図るとした上で、地方単独事業につきましては、整理を行った上で、単独事業の安定財源確保に向け地方税制の改革などを行うという書きぶりになっていて、単独事業についてはニュアンスの違う書き方になっている状況でございます。

(4)消費税率の引き上げの幅及び時期ですけれども、2010年代半ばまでに段階的に10%まで引き上げるとしてございます。

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成ということで、今回の社会保障改革の財源確保を通じて、財政健全化、いわゆるプライマリーバランスの改善を同時に達成すると言っております。大きな話をしますと、ここまでが今日の、これから議論いただきますけれども、論点1に対応する部分です。それに対して5ページ以降、税制全体の抜本改革につきましては主に論点2にかかってくる部分と考えております。

税制全体の抜本改革、この中身につきましては、基本的にはこれまで政府の23年度税制改正大綱などで打ち出されている中身と、大きな変更はないという印象を持っております。まず(1)の個人所得課税につきましては、所得控除や税率の見直し、給付付き税額控除の検討等となっております。次が法人課税における課税ベースの拡大と実効税率の引き下げ。それから、消費税については先ほど触れた中身と重複しますけれども、ゴシックで書いてあるところにつきましては、逆進性対策について、消費税率が一定水準に達して税と社会保障全体の再配分を見てもなお対策が必要だというときには、複数税率よりは給付などによる対応を優先して検討していくというふうにしてございます。

次の資産課税につきましては、所得再分配の観点から、相続税の課税強化、あるいは資産の早期移転、有効活用の観点からも、贈与税の軽減に触れてございます。

6ページに飛びまして(5)地方税制のところ、ここがゴシックになっておりますが、地域主権改革の推進、国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保のために地方消費税を充実するとともに、地方法人課税の見直しなどによって、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するとしてございます。税制を通じての住民自治の確立のために自主的な判断の余地を拡大していくというふうにしてございます。

次に資料2、7ページになりますけれども、これは6月2日現在の社会保障改革案を参考としてお示ししてございます。

(3)地方の財源確保の関係ですけれども、地方自治体が地域の実情に応じて住民合意のもとに提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるよう、課税自主権の拡大・発揮について検討すると書いてございまして、この段階では地方の分は課税自主権で対応してほしいという書きぶりになっていたということで、今回、成案では、そこはかなり変わっているところでございます。

次が資料3でございます。これは、一体改革とあわせて6月末に決定された社会保障・税番号大綱を参考におつけしてございます。今回の社会保障・税の改革を実現していくために、番号制度を導入することによって、例えば社会保障・税の負担の上限を設けるといった、さまざまな用途に活用するということで

ございます。

続きまして10ページ以降、資料4から6につきましては、先ほどから話題になっていますけれども、社会保障における地方の役割に関する資料でございます。まず10ページ目の資料4ですけれども、2015年度の地方の社会保障負担額の推計でございます。先ほどの機能強化を踏まえた推計によりますと、2015年度の地方の負担、これは単独事業込みですけれども、2010年度の16.8兆円から21.4兆円、約27%程度の伸びになると試算されております。

それから次が、資料5地方単独事業の内訳です。単独事業のうち、法令等により義務づけられたものが約4.8兆円で、半分以上でございます。ほかにも、全国的に実施されている事業が1.4兆円。乳幼児医療費助成ですとか障害者の医療費助成はかなり多いことを示しております。

次に資料6ですけれども、国民の視点から見た社会保障サービスと書いてございます。これは総務省から会議に提出された資料ですけれども、補助事業、単独事業と言いますけれども、国民の視点から見れば両方一体として供給されていると。社会保障を考える上では両方をあわせて考えるべきだと主張している資料でございます。

次に13ページ以降、資料7から9ですけれども、都税調、あるいは政府税調、あるいは全国知事会における、これまでの議論をまとめたものでございます。まず資料7都税調におけるこれまでの議論ですけれども、これは21年度の間接報告からの抜粋でございます。大きな話としては、社会構造の変化等から地方分権が求められている中で、それを支える自主財源として、あるいはまた、厳しい財政状況の中で公共サービスのニーズがこれからどんどん増えていく、そうしたことに必要な財源を確保していくために地方税の充実が必要になっている。それについては我が国の地方自治体の役割の大きさなどにかんがみて、基幹税を国、地方で分け合う。しかも、その中で財源が普遍的で税収が安定的である、そういったさまざまな特徴から地方消費税の充実を図るとともに、法人二税も基幹税として維持していくということが主な内容でございます。

次は資料8です。17ページになります。これは、政府税調の社会保障改革案に対する意見ということでございます。

次が資料9、18ページです。全国知事会が、国と地方の協議の場で提示した意見で、中身としては国と一体で行っている地方の社会保障サービスが重要であること、地方の社会保障財源の安定的確保を求めるといったことが中心かと思えます。

それから、次が19ページ、資料10、この関係で東京都が何を言っているかということで、6月8日に知事が「消費税を巡る国の議論に関するコメント」を出しております。これにつきましては、社会保障の安定的運営のために地方消費税の拡充が必要であるとともに、法人事業税の暫定税率の撤廃については何も触れられていないではないかということで、それについてきちんとやるべきだということを主張しています。

資料11以降ですけれども、社会保障という観点以外から地方税の充実の必要性について確認する資料を幾つかおつけしてございます。まず資料11、これは国と地方の長期債務残高の推移ということで、毎年増えている状況ですけれども、今年度末に国、地方を合わせて約900兆円弱になっていて、国と地方を通じて深刻な財政状況を示している。地方も長期債務残高が200兆円で、それはかなり大きな数字であると言えるかと思えます。

次に21ページ以降の資料12から14。これは社会保障のうち、特に子育てとか就労支援といったこれからの現役世代を支えていくためのサービス給付について、今回の改革案、それから、都における取組といったものを示した資料でございます。

まず、21ページの資料12ですけれども、今回の改革案の中で社会保障のうち、特に子育て支援、就労支援の関係をまとめてございます。

それから、22ページと23ページ。横書きの資料になってしまいますが、これは「10年後の東京」への実行プログラム2010から少子化対策に関する部分、就労支援に関する部分を抜粋したものでございます。少子化対策につきましては、都はこれまでも認証保育所の拡充といった都民ニーズに応じた独自の政策を推進してきているところですが、今後もすべての子育て家庭への支援を強化するために、子ども家庭総合支援センターを拠点とした支援体制の構築を図るといったことが中心でございます。それから、就労支援に関しましても広く求人求職に対する支援をはじめとして、非正規、低所得者等幅広く支援を行うという内容でございます。

最後の資料15と16ですけれども、これにつきましては地域の産業振興ですとかまちづくりにおいて自治体がイニシアチブを発揮している例ということで、島根県海士町、滋賀県の近江八幡市を取り上げてございます。こうした分野において地方の自主的な取組が今後ますます重要性を増している例と考えております。

資料の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**【小委員長】** ありがとうございます。ただいま説明いただいた資料について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。質問ございましたら。

〇〇委員。

**【委員】** 資料1の社会保障・税一体改革の成案のところですが、もしわかれば教えていただきたいのですが。この中で、社会保障の今後の財源として消費税を検討しているようでございますけれども、この改革本部の考え方としては、現在、社会保障として年金とか医療費について個人が保険金を払っておるわけですが、その保険金については税に変えるということで、必要ないということですか。現在払っている保険金は払った上で、なおかつ消費税もとるという考え方になっているのでしょうか。

**【税制調査担当課長】** 保険金につきまして税に変えるという話ではございません。ただ、中身としてあるのは、既に決定されている話ですけれども、年金のうち基礎年金部分については2分の1を公費で充てるという話はしておりまして、それは今なかなか財源の確保ができてないで借金で賄っているという状況を、今回、税に変えていくという話は伺っています。

**【委員】** ですから、保険金はこれまでと同じ負担をしなければいけないということですね。

**【税制調査担当課長】** 同じというか、これからの様子を見てということですが、変えるという話ではないと思います。

**【委員】** そうですか。

**【小委員長】** 〇〇委員。

**【委員】** 私は直接、政府の役人でも何でもないので、私が答弁するまでもないのかもしれませんが、少しこの会議絡みで昨年かかわっていたので申し上げますと、あくまでも国費部分ないしは地方費もありますけれども、公費負担分をどうするかという話の議論で、例えば資料12も、あくまでも税財源として公費がどういうふうに入られる必要があるのか、どういうふうに入らざるべきかを議論しているというのがベースで、それに伴って保険料負担分がどういうふうに入るのかというところについては、どちらかというところから外れているという、そういう筋立ての議論になっているということです。

**【小委員長】** ありがとうございます。

おそらく、今のご指摘いただいている点である、公費と保険料の負担をどうするかということは先の問題だということです。おそらく、この後議論になるかと思っておりますけれども、その公費部分を消費税を主た

る財源として確保していくということ、それについてどうかというのは、また別の問題ですので、あとで議論のテーマになるかと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 資料6ですけれども、補助事業、単独事業のリストが書いてあって、注を見ると「下線部の単独事業は、過去、全部または一部国庫補助事業だったが」と書いてあるので、これは下線部の事業というのは、一応交付税措置はされていると考えていいのですよね。

【税制調査担当課長】 交付税措置ということになりますと、先ほど少し申し上げましたけれども、単独事業の中でも結構法律等で義務づけられている、ただ、国庫補助の対象ではないものもごさいます。

【委員】 基準財政需要に入っているかどうかということを開いているだけなのですが。そういった意味では保障されていると思うのですが。

【税制調査担当課長】 個々のケースについて確認はしていないのですけれども、そういったいきさつがごさいますので、単独事業だからといって交付税措置されていないということにはならないかと思ひます。

【委員】 通常、過去国庫補助であったものは一般財源化したときは交付税措置がされるはずなので、少しミスリーディングかなと思ひました。

【小委員長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、説明いただいた資料で、この社会保障・税一体改革成案が7月1日に閣議報告されたということがごさいます。これを今後、国としては改革の議論のベースにしていくと思われるわけですが、都税調として、こういうものが出ているということも前提としつつ、ここで議論を行っていきます。

それでは、お手元の資料にごさいます第2回小委員会論点に沿って、ご意見をいただきたいと思ひます。

論点は2つに分けておりまして、論点1、地方税の充実が必要な理由は何か。社会保障・税の一体改革を含めて、これからの社会における地方自治体の役割の拡大、地方の財源不足の状況等の観点から検討したいということでごさいます。下に注意書きをしておりますけれども、基本的に社会の持続可能性を維持するためには社会の支え手を増やす必要がごさいまして、そのための対人社会サービスの拡充は不可欠ではないかと思ひますが、それを地域のニーズを把握できる地方団体として実施すべきではないかというのが1つの考え方としてはあります。今回の社会保障・税の一体改革成案の中でも国の役割、地方の役割についていろいろな記述がなされておりますので、こういうことも含めてご意見いただければと思ひます。

この論点について、いかがでしょうか。ご意見がごさいましたら、よろしくお願ひいたします。

〇〇委員。

【委員】 論点1を少し教えていただきたいのですが、2行目に地方の財源不足の状況と書いてあるわけですが、これを穴埋めするというか補てんするためには、税であるのか、交付税を中心とする国からの財政移転なのかという2つの方策があると思ひますが、論点1は、財源不足を地方税の充実で埋めるというストーリーが確定しているとして、この後の話を進めるのかどうかを教えていただきたいと思ひます。

【小委員長】 これはご存じのとおり、地方税を充実する場合と、地方交付税を充実するという両方のやり方、一般財源としては両方あるわけですが。そして、団体の財政状況によって、どちらを充実すると財源が増えるかは団体によって利害があるわけですが。

【委員】 はい、そう思ひます。

【小委員長】 東京都としての考え方もあるれば、地方団体全体としてもあります。しかし、地方の財源不足といった場合にはそれぞれの団体の状況がいろいろありますので、ここでは限定してはおりません。多分、この成案の中にも、あるいは地方6団体などの要求の中にも、地方消費税を充実してくれと言ひつ

つ、片方で地方交付税を充実してくれと言う、いろいろなものが混ざっているのが現実でございます。そこについて、都税調としてはこれまで申し上げているとおり、東京都としての利害、直接の財源充実もございまして、しかし、東京都の持っている位置づけからいきますと地方財政全体のことも考えるという、多少欲張ったところがございましてけれども、そういうところを含めてご議論いただくと大変ありがたいと思っております。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 質問ですけれども、地方税の充実って、具体的にどういう意味でしょうか。

【小委員長】 ここで言っていることは都税調では既に2度の間接報告を出しておりますので、そういう路線といいますか、ここに書かれていることが充実だと思っております。当面ここに出てきております一体改革成案の中には、消費税をどうするかが非常に強く出されているわけで、国と地方の取り分という話まで出てきているわけです。そういうことを考えて消費税をどう考えるのかということもございまして、この論点1で書いていることについては、地方税の充実というのは、その中身は地方消費税なり、あるいは個人所得税もありますけれども、ここで言っている地方税の充実の必要な理由というのは、社会保障サービス、あるいは、それ以外の地方の一般財源を投じるべきサービス全般について考えていくということでもあります。

【委員】 もう少し具体的な質問をします。要するに地方の税収を増やしたいということですか。

【小委員長】 地方の税収を増やさなければいけない事情があれば、当然、地方税の充実が必要になるということですから、前提の話を論点1では言っているということです。

【委員】 充実というのは、地方税収を増やすにはどうしたらいいか。

【小委員長】 論点2の答えですね。

【委員】 論点1の地方税の充実の意味です。地方税を増やすのですよね、今よりも。

【小委員長】 金額を。それはそうです。

【委員】 ということは、地方税を増やそうと思えば、住民税、固定資産税の税率を上げればいいだけの話です。もしくは、自分たちで上げるのが嫌なので消費税で上げてください、ということですか。論点が、よくわからないのです。要するに、上げようと思えば今の地方税率は上げれますので、政治的意思を持ってやれば、そこがよく理解できないのです。

【小委員長】 〇〇委員。

【委員】 〇〇先生は非常に勘が鋭いので非常に核心をつくようなご質問だったと思うのですが、私なりに議論を整理すると、こういうことではないかと思うのです。

つまり、事務局からのご説明のように、政府が社会保障と税の一体改革成案をまとめた。ここで消費税を引き上げるという議論がある中で、地方消費税をどうするかについての議論が深まってないではないか。けれども、社会保障のための税財源の確保ということで言えば、地方だってきちんと社会保障サービスをやっているのだから、そのための地方税として消費税をもとにした財源を必要とするのではないかということをお願いのだけれども、私の理解では、論理的なバックグラウンドが弱い中で、最後の最後になって、地方にもっとよこせという、腕力に任せた税財源のぶん取りという話に、展開として、今回見ているとなっているような気がして。そうではなくて、もう少しきちんとロジックをかためて、なぜ、地方で社会保障の財源が必要なのか、さらには、そのためには、論点2と重なりますけれども、どういう形で社会保障財源を地方として確保することが必要なのか。

論点2に重なるのであまり深入りしませんが、〇〇先生がおっしゃったのは、確かに住民税、固定資産税を上げられるということだけれども、個人所得、法人所得、資産に対する課税で社会保障財源を

確保するのでいいのかと。消費課税という形で社会保障財源を確保するということがあったら地方消費税でなければいけないではないかということも、論点2とかでおいおい効いてくるわけです。ただ、あくまでも今論点1の話なので、社会保障・税の一体改革の中で消費税が話題になったということに着目して、そこから議論の発端を開くということなのだけでも、ただ、それに乗っかろうとすると、論理性が後ろ倒しになってしまう。もともとは別に、どの税であるかはとりあえず置いておいて、少なくとも社会保障で地方も一生懸命やっているんだから、そのための税財源の確保が必要ですよという話をどういうふうに論理的に組み立てるのかを議論することが、この論点1では少なくとも重要な要素として必要ではないかと思えます。

**【小委員長】** ありがとうございます。〇〇先生におまとめいただいた点、かなりまとまっているかと思えますけれども、ここで社会保障改革論という名前で最初6月2日に案が出されて、そこで激しい議論になって、6月17日に社会保障・税一体改革論、成案、つまり名前がどんどん変わっていったのですね。そして急に税が入ってきて、そこで税制の抜本改革も後からつけ加えられたという経過も、実はあるわけでございます。そこまでは社会保障の中身がずっと言われていた。

社会保障の議論だけがずっとあって、今の税制改革論が社会保障改革論に行き着くものだけなのかという問題も実はあるのですけれども、しかし、当面、こういう問題が出ておりますので、この議論をやっけていかざるを得ない。そのときに、国の役割、地方団体の役割というものについて、どうもこの最初の6月2日の案では、ここでよく言われているとおり、地方単独事業という分野についての言及があまりなかったということで、急遽いろいろ修正が行われたという事情はあるかと思えます。

この論点1に関してはそういった資料もいろいろ出していただきましたし、先ほどご質問もいただいたわけですが、こういった役割分担なり、あるいは地方の役割についてどう考えるかも含めてご意見をいただければと思っております。税目の中身についてはまた論点2で、今日、ご議論いただければと考えております。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** さっき、話が長くなると思ったので一度切ったのですが、小委員長のおっしゃった観点で、今度はお話をさせていただきたいと思えます。

先ほどお示しになった資料4、5、6の地方単独事業に関連する部分ですが、やはり先ほど〇〇先生もご指摘あったように、地方単独事業と言いながら財源保障があるとか、ないしは本来は国がやるべき話なのに地方単独事業にさせられている部分もある。しかし、一たん成案として今の政権は取りまとめでしまいましたので、今後は超党派での議論の中で、さらに洗練化していくことだと思う。そのタイミングで東京都なり地方6団体なりから提起をするとよいのではないかと思うのは、本来はネーションワイドに国がやるべきことだけでも、国の財源がないことを理由にして地方でやってくれというような中で結局、地方単独事業にさせられてしまっているものは、それは本来、国がきちんと財源を確保して、国がやる、ないしは財源保障でやるという、そういう役割分担、財源と機能の整理が必要だろうと。ただ、純粋に、地域によって、やってもいいしやらなくてもいいと、それは住民のニーズによって、やらなくていいという住民が多い自治体では、それはやらないことにするし、住民のニーズがとても強くて、やるべきだと言っている社会保障サービスがあれば、それはネーションワイドに税金をかけて同じように税財源を分け合うことではなくて、それこそ個々に住民に直接ご負担をお願いするような形で、地方税として今でもある課税自主権を発揮して、それを財源に賄う、そういうすみ分けをきちんと、地方単独事業として今はくくられているものの中の事業を整理していくことが必要ではないかと思えます。

それでもなお、本来は国がやるべき、ないしはネーションワイドにどの自治体でも漏れなくやるべきも



の中でも、なかなかいろいろな事情で国が直接実行できない、そういう事業があるとすれば、それは国税でとって、国がお金を出すという形ではなかなか難しいということになりますから、そうすると地方消費税なりネーションワイドに地方税としてかけるものでやっていく、そういう考え方も一つの考え方としてはあるのではないかと。

なので、地方単独事業で資料4や5に書かれているものがすべてそのまま、地方が独自に自由に責任を持ってやっていて、国は基本的に責任がないのだから純然たる地方税として財源をここの部分に充ててくれと言えるかどうか問われている。そうであるならば、きちんとそれだけの地方消費税を、端的に言えば、増税するというをきちんと、認めさせてくれ、それを本案として通してくれという要求として論理的にも裏づけられた形で正当化できるようなところはあるのではないかと思います。

それからもう一つは、地方単独事業の中でも、今度は先ほど〇〇先生がおっしゃったような話ですが、東京として財源の確保ができるがゆえに、先行して他の自治体に先駆けてやっている社会保障サービスがある。それを他の自治体がうらやましがって見ているという、そういう構図というのがあるのですね。そうすると、彼らはやりたいけども、財源がない。東京都は財源がうまく確保できたのでやっている。そういう部分をどう見るかというところがなかなか、私もこうだというふうに断定できるようなものはないですけれども、その整理は多分地方単独事業の中をもっと細かく見ていくと、あるかもしれない。そういうところを、本来は全国規模で、ネーションワイドでやるべきだけれど、東京はたまたまできたけど、ほかの自治体はできてないというのは、本当は望ましい状態ではないのではないかなと言えるものなのか、それとも、さっき申し上げたように、東京はニーズがたくさんあるから、そういう住民の声があるからやるんであって、ほかの自治体になると、実はあまりニーズがない自治体もあるので、それはニーズがあれば自治体個々に判断して、やるやらないを決めるという性質のものなのかをある意味で整理する必要があって、地方単独事業といえども、東京とか幾つかの自治体でしかできてないことだけれども、本来はすべての自治体でやるのが望ましいというべきものなのか、それともニーズに応じてやるという話になる性質のものなのかを整理する必要は、私はあるのではないかと思います。

そういう意味で整理ができると、地方税として、その財源としてどれぐらいの規模の金額が必要なのかも見えてくるのではないかと。資料4のような形で数字がぼんと、今の仕組みを前提とすればこういうふうになるというのはわかるんですけれども、かといって資料4の数字をそのまま単純に持って行って、はい、これだけだから、ちゃんと政府で地方税制を改革して、それだけの財源を捻出できるようにやってくださいと請求書を国に送るだけでは、さすがに説得力が弱いのかなと思っています。

**【小委員長】** 〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 関連した話なんですけど、地方単独事業の数字が出ていますけれども、多分〇〇さんがおっしゃったように、地域格差はかなりあると思うんですね、この数字を見てみると。そういうものに例えば消費税みたいな形で充てるとすると、いくらタックススペースの偏在がほかのタックススペースと比べて小さい税目だということであっても、率でかけますので、かつ経済センサスが今度入り清算基準も精緻化されるでしょうから、要するに豊かなところが勝ってしまうのですよね、財源としては。そういった意味では現行の地方単独事業、社会保障関連のところに戻る金がどうなるかという、豊かなところがさらに有利になる、そうならざるを得ないというか、当然、そうなるはずですよ。だから、そもそも地方が独自にやっている社会保障事業をネーションワイドに認めるかどうかは横に置いておいて、消費税でとるのはしようがないにしても、配り方を現行の消費量に合わせた清算基準に従うということが果たしていいのかというのは、僕は大変疑問に思ってます。

というよりも、僕は他の基準に従って配分する交付金の原資に変えたほうが、社会保障のサービスの提

供の目的に、より合うと思います。用途もある程度縛ってですね。交付税に入れるという手もありますけれども、交付税は一般財源になってしまいますので、必ずしも社会保障に使われるとは限りませんから。その論点が特に地方から出てくる議論には全くないので、本当に住民のことを考えるのであれば、もしくは社会保障という観点から、ネイションワイドにやるべきものか、そうではないものかと分ける必要はありますけれども、やるべきものであるならば格差はあってはいけないと思いますので、この点も議論していくべきかなと思っております。

【小委員長】 今お二人から出されたコメントは、1つは地方単独事業と呼ばれているものも非常に範囲が広くて、その中でいろいろ切り分けが必要であろうと。つまり、資料5の総務省が出した資料。法令等により義務づけられた事業という部分と、全国的に実施されている事業、それから、その他という形になっているわけです。法令等により義務づけられているものは、おそらく先ほど〇〇委員のご質問にもあったとおり、基本的に基準財政需要額に入っているということであれば、それはそれなりに何とかなるはずである。全国的に実施されている事業は、これ自身はネイションワイドにやるべきものなのか、そうではなくて必要なところがやればいいのかを、判断する。あるいは全国的には行われていないものについてはどうなのか、それぞれ検討が必要だろうということです。おそらく政府のつくられた成案の中でもそういう議論になったのだと思いますので、これから切り分けが行われていくだろうということが1つ。

もう1つ今出されましたのは、消費税ですね。地方消費税の清算基準によって配分してもやはり格差は大きいので、そうではなくて、より、ディスティネーションベースよりもさらに再分配といいますか、そういう要素を含めた形の交付金にしていったほうが全体としてはよいのではないかと。それをしかも、社会保障目的の交付金のような形に用途を限定して配ったほうがよろしいのではないかと、そういうご意見です。

【委員】 カナダのブロック・グラント。

【小委員長】 あれはでも、用途を限定してないですよ。

【委員】 社会保障系に限定しているじゃないですか。

【小委員長】 実質上はしていません。

【委員】 2つに分かれて、そうしていますよ。平衡交付金の話ではないですよ。

【小委員長】 CST（カナダ・ソーシャル・トランスファー）ですね。

【委員】 そうです。

【委員】 いつもこの問題は、東京都は豊かなので、ある意味では自主財源といいますか、もっと住民税を上げればよいということであれば上げられますので、もちろんいろいろ問題はあるかもしれませんが、少なくとも潜在的な能力はあるので、どういうポジションでいくのかということが問題となります。、あるいは全体の制度が今議論されている中で、およそオールジャパン的に考えて本来あるべきものはどういう姿かということについて言うべきか、この都税調というのはいつもとちらなのかわからないのですが。あまり利己的に、東京都は豊かなので、こういう自治体にとってみればこうだという描き方は通常はしていないので、何かどっちつかずになるという難しさはあると思っています。多分今回もそんな話ではないかと思っています。

今言われた話は、そもそも、例えば地方の高齢化率がどんどん上がっているようなところにとって、何が一番高齢者のための社会保障としてよいかといえば、目的を限定した交付金的なものの方がよいかもしれないという問題ももちろんあるわけですが、そこはなかなか難しいところです。そもそも社会保障レベルで、それは憲法の生存権の問題にもなりますけれども、ここが基準だというのをどの辺りで設定するかも、決まってくると思うのです。どの辺りからが上乘せだ、最低はここでよいのだと。あとは、地域差が出るのが容認され、豊かなところに住めば豊かな社会保障を受けられる、そういうことだと割り切れ

るラインがどの程度かというところが多分難しいところなので、今の日本の議論だとまだまだ割り切れない難しさがあるので、何とかもう少しできないか。要するに地域格差をもっと広げるような制度というのはなかなか難しいかなというイメージを私自身は抱いています。

ただ、つきまとうのは、やはり国が本来やるべきというときに、どこまでが本来の最低ラインなのかを決めるのが難しい。お金があれば誰でも、そのレベルは上のほうがよいわけです。

ただ、今回論点として投げかけられているのが、国が社会保障・税の一体改革として出してきたことで、そこに段階的に10%、とはっきり出ていて、そこは国・地方合わせての消費税なので、その中で地方は一体どうなるのかが今緊急の、多分、地方から発信しなければいけない話として出ています。もっと言い足せば、社会保障だけなのかとか、地方で本来受け持つべきものはまちづくりとか震災に強い、まさに一人ひとりの生命、安全なので、それはとても大事で、もっと小規模なまちづくりできめ細かくやったほうがいいのかという議論もありますから、社会保障だけではないような気はするのですけれども。ただ、今回、国が社会保障と税ということで提示しているの、それに乗って地方から何か発信するとすれば社会保障に限定せざるを得ないと聞かれているように思います。

そうすると今のレベルの話ですが、資料6の下線を引いているところは結局、交付税の算定になっているということですよ。下線を引いていないところは違うということですよ。

**【税制調査担当課長】** すべてについて交付税のベースになっているかどうか確認していませんが。例えば、下から2番目の生活保護をご覧になっていただきますと、生活保護については、財源は、国が4分の3、これは国庫負担金という形になっております。それから、生活保護についてはお金を出すだけではなくて、実際、福祉事務所にケースワーカーがいて、いろいろ本人とコミュニケーションをとっているわけで、それは全くの単独事業ということになっていたりします。

**【委員】** 財政需要にちゃんと入っている。

**【税制調査担当課長】** これは、入っていきそうな気がします。

**【委員】** これは、ちゃんと入っています。

**【委員】** 法令等により義務づけられているところと、あるいは、そうではないけれども、全国的に実施されているとか、いろいろなレベルが社会保障サービスの中にはあると思うのです。その中に交付税の算定に入っているのと本当に入っていないものがどれぐらいあるのかを、知りたいという感じもあります。

資料5ですが、内訳、実際に全国的に実施されている事業、法令に義務づけられていないけれども、全国的に実施されている事業。例えば、全国的に実施されているのではなくて、東京都が特にやっているものというのは山ほどあると思うのですが、ここには出ていないのですか。

**【委員】** 1カ所出ているのは、乳幼児医療費助成が「就学前に限る」と書いてありますから、東京都はその上も出しているのでは。

**【小委員長】** 医療費助成のところ、表の下の2つ目の丸のところ、これは除外していると書いています。この表全体から、多分、除外されている。要するに就学前ということは、小学校とか中学校の部分についてはこの表に入っていないということで、多分、これは全国的に実施されているとは言えないということだと思います。

**【委員】** そうです。おっしゃるとおりです。

**【委員】** 全国的に実施されているというのはアバウトな言い方ですが、本当に全国すべてでやっているのですか。

**【委員】** 47都道府県、全部、就学以下はやってますね。ただ、3歳なのか6歳なのかは、都道府県

によって少し違うかもしれません。

【小委員長】 市町村によって違うでしょう。決めているのは市町村ですね。

【委員】 これは、都道府県レベルで話をしているという表ですね。

【税制調査担当課長】 この9.2兆円というのは、別に都道府県レベルだけではない。これは地方全体です。例えば福祉事務所、先ほど申し上げました生活保護などは市町村で実際やっております。

【委員】 単独事業の場合に交付税措置との問題が出てくるので、それをきれいに切り分けた表とか出てこない、なかなか物が言いにくいのですけれども。理屈付けと〇〇先生がおっしゃいましたが、一つの理屈付けは、やはり社会保障はマンパワーが必要で、それぞれの地域、多分市町村になると思いますが、対象は、大体、高齢者になると思います。その実態等を踏まえて、国の一律的な基準ではないやり方でやったほうがよい部分が多いのではないかという議論は一つあるかと、抽象的には、そういう感じがいたします。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今いろいろな議論が出てきておりますが、そもそも日本の戦後の社会保障、福祉の成り立ちを見ると、まずベースは家族、あるいは企業、あるいはコミュニティが担っていて、そこからこぼれ落ちるところを政府がどういうふうに救済するかというところから始まっている。それが経済成長とともに財政収入が上がっていき、国民が求めるベーシックニーズが高まっていくという中で非常に手厚くなってきたという経緯が、あるということです。

ところが、今の状況を見てみると、家族、コミュニティ、企業がなかなかケアを担える状況を保てなくなっていく中で、今まで担ってなかったところまで、行政にその役割が期待されている中で、現金給付や現物給付をどう担い、その負担をどうするかという問題に、社会保障の問題はさしかかっているのだろうと思っています。

今日、ここには具体的に議論では上がってないのですけれども、社会保障と税の一体改革の中の議論でも、現金給付は国で、現物給付は地方でという話がよく出てくるのですけれども、それとのかかわりも含めて、国か地方かという役割分担の議論もあわせて、例えば生活保護の現場を見ても確かに現金給付で国が4分の3になっていて、そのほか福祉事務所の運営経費については交付税措置されているという実態はあるのだけれども、結局、扶助費、保護費だけを配っていけば、それでその生活が支えられるかという、やっぱり保護世帯の方たちの生活はなかなかどうにもならなくて、その生活の道筋をどうつけるかとか、それこそ今、自立支援、就労支援とか生活自立支援とか、そういう自治体の現物のサービスが合わさることで何とかその保護から脱却できるか、あるいは少しは働いて保護費が減るとか現金給付を少しでも効率化するためには、もう一方の地方の現物のサービスが合わさらないと、実は国の支出もどんどん膨らんでしまうというように。そう考えると、国と地方とで切り分けられない性格を持っている部分もあるのではないかと思います。

そう考えていくと、今までであれば家族や地域や企業がやっていた部分も行政が担わなければいけない。そういう中で年金や生活保護や、あるいは失業保険ということの現金部分を国が担ったとして、むしろ、その現金給付を効率的にやっていくためには、一方でその就労環境だとか子育て支援であるとか、あるいはその家族の見守りみたいなところを地方がしっかり支えていくことがあって、言わば車の両輪として社会保障が成り立っていくとすると、どうしても現物の仕組みをいかにきっちり基盤として整備できるかということが、国にとっても地方にとっても、今後の財政支出の効率化を図るという意味でも重要だろうと、思います。

では、そのときに、地方の部分については交付税措置されているのではないかということなのですから

も、実際にやっぱり現物給付の現場を見てみると、交付税措置だけでは例えば生活保護の福祉事務所も十分ではなくて、年々基準財政需要の単価も下げられていますから、実態とどんどん乖離していると現状がある。そうは言っても先立つものがないというときに、先ほど〇〇委員もおっしゃられていましたけれど、それを地方税でやるのがいいのか、むしろ一体的な基金みたいなもので必要に応じて配分していくというやり方がいいのか、そこは議論としてあると思うのですけれども、いずれにしても、そういった現金給付を支える現物給付を考える意味ではこういった地方の事業は非常に重要で、その中には数多くの単独事業に区分されているものもあると思うので、やはり財源確保はまず外せないだろうと。ただ、それを確かに地方税でやるのがいいのか、あるいはどの税でやるのがいいのかというところについてはまた次の議論になるのかなと思いつながりながら、お話を伺いました。

**【小委員長】** ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

**【委員】** 今のご議論にあまりつながらないのですけれども。私は論点1を見て、地方税の充実、我々は東京都税制調査会ですから、東京都の税収充実が必要な理由は何かというふうに問われれば、社会保障・税の一体改革だけではないわけだろうと思うのです。ただ、すぐに社会保障・税の一体改革というのは今論議されているということもあるし、論点2に結びつけたいということだろうと思いますから、そういう意味で、これは書かれたんだと思うのですが。しかし、私も改めて、3.11以後の新しい発想をもっと、東京都から発信していかなければいけないのではないかとこのように思っているのです。もちろんこれ、社会保障・税の一体改革を否定したりするものではありませんけれども、もう少し東京都民の実際の不安とか将来についてを考えると、直下型地震対策について関心と要請を強めている時期ですね。だから、私は2番のところでもまた申し上げたいのですけれども、必ずしも、消費税の充実だけが、都税調で論議されることではないような気がするということです。

何百キロも離れているところの大きな地震が、離れている東京にありながらどれだけ大きな影響を与えたかということは、今、東京の中小企業は経済活動がほとんど復活していません。大変に停滞しているわけですから、それを最小に防がなければいけない。そういうために税をどう使うかということも都税調から発信すべきだし、それから論点2でも、そういうことも含めると、必ずしも消費税という議論に集中すべきかということにささか疑問を感じながら、これは読ませていただいたということでございます。

全然今までのご議論に関係ないですが、読んだところでそういうふうに思いました。

**【小委員長】** ありがとうございます。ただいまご指摘いただいた点につきましては、今回だけではございませんので、第4回に、防災まちづくりという観点から、東京都あるいは地方税のあり方を考えるということで議論させていただきます。それにつきましては、前回、会長からも論点、あるいは要点についてご提示をいただいておりますので。

**【委員】** 前回休みました、申し訳ありません。

**【小委員長】** また後で、やらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

本日のところは社会保障・税の一体改革という素材が国から出されたものですから、それを取っかかりとして、地方税、あるいは地方税の使い道の議論を行っているわけですが、論点1では、地方単独事業が非常に大きいので、それをどういう形で切り分けられるのか。考え方としては、法令等によって義務付けられているものであれば何らかの形で財源保障するのはそれは当然だろうと思うのですが、全国的に実施されている事業の実態が本当にネーションワイドでやるべきだということになれば、それはまず地方税を充実しろ、あるいは地方税じゃなくて交付税だったり、あるいは交付金だったりという別な形もあるわけですが、そういうものを充実すべきだという議論につながっていくかもしれない。そうではなく、

本当に独自に地方の特性に応じてやっている事業であれば、それは課税自主権で増税ということになるかもしれない。そういう流れで議論が今なされているのではないか。ただ、しかし、その切り分け自体がそう簡単に切れるものではなかろうというご指摘もございますので、そういう流れをどこまで整理できるかをこれから考えていきたいと思います。

【委員】 すみません。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 先ほど説明が足りなかったかもしれないのですけれども、ナショナルに一定の成果が上がることを考えるときに、仮にそれが全国一定水準のアウトカムを達成できることだと考えるとすると、その場合にすべての地域で同じアウトプットが必要なのかという議論があると思うのです。

例えば東京であれば、今、高校へ入ろうと思ったら塾に行かないとなかなか勉強が難しい場合に、実際に都内でも板橋区なんかについては、生活保護の世帯に対して塾に行く支援か何かをしている。では、それがもっと地方で、あまり塾に行ったりしなくてもある程度高校に入れるという環境があるところで同じようにケアをすることが、例えば貧困を再生産しないための施策として一律に求められるのかということ、そうではないだろうと。東京でやっているような塾に行くための支援というのは、それは都だけがやっているものだから、それは都が独自のものでやることなのかという議論はあり得ると思うのですね。

それと似たようなことを考えていたときに、例えば一定の、例えば貧困の再生産を引き起こさないための施策は何なのかというときに、一定の成果目標は出せると思うのですけれども、そこにたどり着くためのアウトプットのあり方は、それは地域によって独自にやるほうが地域の実態に合った取組ができるのであって、だからといって、これは特定の地方でやっていることなんだから、それは地方税でやりなさいという議論には、なかなかならないのではないかというふうには思うところです。

すみません、補足させていただきました。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 少しテクニカルな話ですけど、消費税が上がると交付税の原資はどうなるのですか。これは○○さんに聞いたほうがいいのかもかもしれない。

【委員】 何で私が答えなければいけないのか、よくわからないけど。

【小委員長】 どうなるか、決まっているわけではないと思うのですけど。

【委員】 決まっていないと思います。

【委員】 たしか、今日配られた資料のどこかに書いてあったと思うのですけれども。単に一学者として私が解釈しているという範囲のレベルですが、今、小委員長がおっしゃったように、それはまた別途議論するという話になっていると私も思っていますし、たしか資料1かどこかに書いてあるのですが、一応、その枠組みは変えない。

【小委員長】 3ページですね。

【委員】 そうですね。変えないということが前提だという話になっているので。

【委員】 交付税が増えるわけですね。

【小委員長】 増えない。

【委員】 増えもしないし、減りもしないというか、同じだということです。

【委員】 29.5来ない。

【委員】 当然、国の消費税が変わると交付税率法定率も当然修正されることにはなるけれども、今、地方交付税は地方税率換算すると1.18%になるわけだけれども、それが変わらないという、そういうことを意図しているのではないかというのが、この3ページの話。

【小委員長】 3ページの議論、実はこれ、6月2日と17日で大きく変わったところなのですね。6月2日のときはどうなっていたかという、これは後ろに資料をつけておきました。7ページです。6月2日版の社会保障改革案（一部抜粋）の（3）のところの文章の4行目ですか、「消費税収（国・地方）の具体的充当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税収（国・地方）の配分を実現し」ということになっていて、私の読み方だとこれは、今、〇〇委員が言われたとおり、現状では国の消費税のうち税率1.18%分は地方交付税という形で地方にいらいますので、それを足すと地方消費税1%分と合わせて2.18%になっているので、そこからスタートして議論をすると、社会保障給付に占める国と地方の割合が仮に3対1ぐらいだとすると、消費税を10%上げたときには7.5対2.5になるわけですから、そうすると、地方のほうは2.18%からスタートして2.5%までですから、あまり上がらない。逆に、国のほうは7.5%まで上がるわけですから非常に大きく上がるということで、おそらく地方側が、これはまずいと思った理由は、ここに1つあるのではないかと思うのです。次に修正されたもの、つまり3ページに来ると、ここは慎重に書いてあって、現行の消費税収については、括弧内に入って「地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分」ということが書いてある。ここの基本的枠組みは変更しないということの意味は、社会保障給付の割合で配分するのは引き上げ分だけということ、つまり上げる5%分だけを国と地方の社会保障給付の役割分担に応じて分け合うということになった。そう考えてみると、今、〇〇委員が質問された交付税分の税率1.18%分のほうは措いておいて、国と地方の消費税を上げる分は、仮に5%上げるとすると、それを3対1、あるいは2対1かもしれませんが、そういう形で分けましょうということになるので、ここでは多分、交付税にはね返ってくる分については書いていないということだと思うのです。そういう形で、どうも6月の間に随分政府の中でも揺れているのではないかと思います。今後どうなるか、よくわかりません。

【委員】 法定率は変わらない。

【小委員長】 いや、それはわかりません。

【委員】 国の税率が変わるに従ってパーセンテージは29.5から。

【小委員長】 変わるのですね。

【委員】 その1.18%税率相当分になるような数字に変わるということです。

【小委員長】 そういう意味で言うと、法定率は下がるということ。

【委員】 では減るということですか。額でいくか、率でいくかですね。

【小委員長】 このままのこの3ページの読み方でいくと、何か法定率が下がって交付税にいく分は変わらないように読めますけれども、でも、どうなるかわからないということですね。

【委員】 法定率が下がるとも読めなくない。そう言ってもしょうがないですからね、ここは読み方ですから。

【小委員長】 おそらく〇〇委員が言われたのは、地方消費税にいくのか、それとも交付税にいくのかによって行き先が違う。要するに行き先の団体が変わるので、そこが実は大きな問題になるということを指摘されたいのではないかと、そこはよくわかります。

論点1につきましては一段落ということで、論点2にいきたいと思うのですけれども。今のことも含めて消費税の話が国の成案では出ているのですけれども、今回のことにつきましては消費税の議論もそうですし、それ以外のことも含めて、社会保障なり、それ以外の地方が担っている役割も含めて、どういった地方税の充実に適した税目があるかについてのご意見をいただければと思います。論点2について、いかがでしょう。

【委員】 この税源移譲という言葉があるので、ちょっと日本語的にミスリーディングなところもある

のですけれども、僕の認識としては、既に地方は個人所得と固定資産に関しては制限税率がありませんので好きにできる、これが一つ。だから、どうすればいいかというのは、その地方に任せればいいと僕は思っています。法人関係だと、制限税率がありますけれども、まだ全部、上いっぱい上げているわけではないので。本当の税源という意味はタックスベースのことですから、税収ではなくて。税源自体は既に持っているのですよ。だから、税率をどうできるか。税源に制限がかかっているのは、法人関連の税だけですよね。

【小委員長】 前回、固定資産税と都市計画税の話が出ましたけれど、都市計画税の上限があるのですが、0.3%、これはどうですか。

【委員】 それは、都市計画税ではなくて、都市計画税分を固定資産税で上げれば同じことなので。

【小委員長】 ただ、課税している対象が違いますけど、微妙に。

【委員】 微妙に違いますが、実質的には同じですよ。

【小委員長】 そうですかね。

【委員】 基本的に固定資産税を超過課税しているところは都市計画税がないところが多いというのは聞いたことがあるので、実質は同じですよ。ただ、その地域の中での負担の配分が違うというだけで。だから結局、消費税の話をしたのであれば、〇〇先生と〇〇先生たちは異なった消費税率は設定できるという議論をされていますけれども。それが可能であれば、地方でやっても僕は構わないと思うのですが、一般的には異なった消費税率はかけられないので、それだったら、消費税自体には地方の課税自主権は発揮できないですね。地域に合った税率を設定できないということであるならば。そういうことを前提とするならば、果たして本当に地方税と呼べるのかというのは、消費税に関して僕がずっと持っている疑問です。

この消費税に関する問題設定は、何かぴんと来ないのです、はっきり言うと。裏にあるのは、要するに消費税の税率を国に上げてもらって、地方は自分たちが政治的な責任をとることなく、その税収を奪いたい。それ自体は必要かもしれませんが、そういうようなニュアンスでとれますんで、一方で地方分権と言いながら、税率を上げる責任は国に回すというのは何かどうもしっくり来ないというのが僕の感想です。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【小委員長】 〇〇委員。

【委員】 〇〇先生に反論するわけではないですけども、今の枠組みだと〇〇先生がおっしゃるとおりだと思うのです。実質的には、地方消費税は国の法律によって決められている。

ただ、私は、大阪大学の〇〇先生とか東京大学の〇〇先生、一橋大学の〇〇先生、4人で共同提言を出したことがあるのですが、地方消費税を独立化すればいいと。つまり、今は国の消費税を課税標準として、その100分の25で掛けるという言い方をしているわけですけども、国の消費税の課税標準と同じものとして、税率を1%として課税すると。その1%を2%にしたい、3%にしたいというのは、もちろん個々の自治体でということだと難しいと思いますから、抽象的ですけど、地方の総意として地方消費税率を上げさせてほしいということは法定機関として国と地方の協議ができましたから、そういうところを通じて、国が消費税を上げようが上げまいが関係なく、地方としてこういうニーズがあるから上げさせてほしいと。それを国の法律として国会で議決してほしいということを要請し、それが実現すれば、ちゃんと説明責任も、私はかなり果たしていると思いますけれども、地方側が地方消費税をなぜ上げる理由があるのかということを説明しながら、地方消費税を自主的に税率設定すると。もちろん個々に税率設定するかどうかという話は、また別の問題ですけども。そういう議論の組み立て方というのは、私はできると思



っていて。それならば、〇〇先生のおっしゃったようなそしりは避けられるだろうと。

つまり、実態的には地方は何もしていないなんていうようなことではなくて、地方消費税をどうして上げる必要があるのかということ。上げる必要があれば、その理由をきちんと国民に説明し、それをきちんと法的裏づけがあるルートできちんと要請し、そして、国会の議決を経なければ地方税法は変えられませんから、それはそれとして手続的にはやるとしても、実態としては地方自治体側の説明責任は果たしているのではないかと。ならば、なおさら、何ゆえ消費税を上げるという根拠があるのかを説得的に説明する必要性が高まる。

先ほどの議論で税目の話ですけれども、先出ししましたが、確かに固定資産税とか住民税とかも一つの重要な税目ではあるんですが、やはり消費課税としての地方税ということで考えるならば、やはり地方消費税が何を置いてもメインになってまいりますので、やはり消費課税を地方として充実させたいということが、特に私は社会保障の安定財源確保の観点からは、地方で行う社会保障のための財源確保のために消費課税、特に地方消費税を充実させることはもっと積極的に説明責任を果たしていくべきだろうと思えますし、それは、ほかの税ではない性質としての消費課税の特性を生かした税目という意味で、地方消費税というのも今後の地方税充実のための重要な税目の一つになるのではないかというふうに思います。

【小委員長】 会長。

【会長】 幾つか論点があり、皆さんが整理してくださって大変助かっています。この地方税の充実は何のために必要なかといったときに、一つは財政赤字というような一般的な話で税収を上げなくては行けませんという話と、もう一方は、今、〇〇委員が言われたように、地方が行っている社会保障、すなわち医療、介護、子育て支援などの、そういう対人社会サービスに対して地方税の充実が必要ですよという話があるかと思うのです。

後者の場合には、では、そうした対人社会サービスの財源、地方が行っている社会保障サービスに対する財源として、住民税でいいのか、固定資産税でいいのかという議論もあろうかと思うのです。それが今、〇〇委員が言われたような、今度、税目の話になってくると思います。そのときに、消費課税というのは非常に有力な税目であるということは確かだろう。ただ、この点について、前の自公政権のときの政府税調で、消費税だけが社会保障の財源たりうるのかといったときに、〇〇先生初め何人かの識者、〇〇委員も言われたと思うのですが、相続税の位置付けが社会的な介護なり社会的なサービスを高齢者が受けているという認識のもとにいくと、亡くなったときの取り分はまず社会に還元すべきではないかというご議論もあったわけですね。

そういう絡みでいくと、一つの考え方ですけれども、今国税だけの取り分になっていますけれども、相続税の共同税化みたいな形は、考えられるのか。介護の問題とか高齢者に対するサービスに対して高齢者が亡くなったときの清算という意味で言うと、そうした相続税のような資産税について、国だけ課税権を認めるのではないという考え方もあるのかどうか。

そうすると、地方税の充実を図るためにふさわしい税目は何かといったときに、社会保障を充実する、あるいは、今、社会保障サービスに対して地方税がきちんと取れてないのではないかという議論の整理を、この論点2でしていただくといいのかなと思います。そうしたときに〇〇委員の言われるように、それでも対人社会サービスの財源調達としても、住民税の超過課税なり、あるいは固定資産税の超過課税は、そういうものとしてふさわしいかどうかは別途また議論をする必要があると、個人的には思っています。

【小委員長】 ほかに。

【委員】 よろしいですか。

【小委員長】 はい。

【委員】 ○○先生のご意見に、私、全く賛成です。ご意見を十分理解しているかどうかは、ともかくとしてですね。

私は何年か前の都税調で、似たような発言をしました。そのときは相続税全体という話ではありませんで、相続税の課税財産がいろいろあるのですけれども、その課税財産の中で、土地と家屋は地方に完全に付着しているわけです。それぞれの地域に付着している。その部分について、当然、地方からの発信として、これは地方の財源と言えるのではないかと、そのとき発言させていただきました。あまり議論にはならなかったのですが。

今、○○先生のお話を敷衍して申し上げれば、これは毎年少しずつ違いますけど、大雑把に申し上げると、相続税の取得財産から言いますと、大体12兆円ぐらいあります。それが、債務控除等もありますから、課税価格となると約10兆6,000億ぐらいです。そのうち土地がいくらかと言いますと、12兆円の取得財産の中で7兆1,000億あるのです。全体の58%です。それから、家屋と構築物が一緒に統計されているのですけれども、家屋と構築物が6,200億円ありまして、5.1%です。ですから、両方合わせると半分以上ということになるわけでありまして。ちなみに現預金はどのぐらいあるかということ2兆円ちょっとですから、16%ぐらい。そうすると圧倒的な部分がそれぞれ地方に付着して、地方のサービスを受けて、場合によっては都市開発だとか農地整理だとかいろんな地方行政のメリットを受けて価値増殖がされているという部分がありますので、これはやっぱり地方の財源というふうに言えるのではないかと、前にお話を申し上げました。今日は具体的な数字を申し上げたのですけれども。

そういう意味では、私、論点1のところでは地方税の充実が必要な理由は、社会保障と税の一体改革というところで消費税が出てくるという非常に一直線の考え方ではなくて、東京都の税収、あるいは地方の税収を確保するためには他のふさわしい税源についても議論をしていくべきだという基本的な考え方が変わらないものですから、○○先生のご意見に賛成です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ただいま、会長、それから、○○委員、○○委員から出された意見についてまとめますと、一つは相続税の論点です。相続税の場合、もちろんいろいろなところに財産がありますので、地方税で土地家屋だけ分離してかけるというのも可能かもしれませんが、仮にその制度をつくるのか、そうでない場合であれば、よくあります譲与税とか、あるいは交付税財源に入れるとか、そういうやり方で配分するやり方であれば、それは当然あり得ると思います。

確かに旧政府税調でも、あるいは今やっている税調の専門家委員会でも、相続税については、これはいわゆる対高齢者サービスに対する、恩返しという位置づけで、社会保障の財源として還元すべきではないかという意見も当然出されておりますし、それは、私はそのとおりだと考えております。そういう形で地方の現物給付に対する財源としてどういうふうに生かせるのかということも、これは当然、考え方としてあるかと思うのです。

それから、もう一つ、先ほど○○委員が言われた地方消費税についてですが、おそらく国と地方の協議の場が法制化されたというのは今年でございますので、これによって、私は特に地方6団体の責任は非常に重くなったと思っております。あの法律を読みますと国と地方の代表者の方々が議員という名前になって、それで、この方々が地方行財政に関する重要な問題について協議をして、協議が整った場合には、その議員の方々にはそれを尊重する義務を課すという形になっていたと思いますので、その議員というのは当然、財務大臣や総務大臣、たしか官房長官、そういう政府の閣僚の方々、それから、地方6団体の主だった方々が入ることになると思いますので、そういう意味では非常に、国はもともとからそうだけれども、地方の方々も責任が重くなりました。

ちなみに、これは次回検討してもいいのですが、全国知事会などは昨年から、地方消費税率を上げると正式な要求を出していると思います。どういう根拠を挙げて地方消費税の税率を上げるべきかについては、また検討したほうがいいのですが。おそらく、地方消費税の税率を上げましょうと先に言い出したのは全国知事会ではないかと思いますが、その点を検証しつつ。あのときにはまだ国と地方の協議の場ができていなかったから、まだ責任は軽かったのかしれませんけれども、今度は重くなったのですから、重くなった時点で改めてその主張を出すということであれば、それなりに責任を果たしていただくということが当然必要になります。そういう観点も含めて、先ほど〇〇委員も言われたとおり、無責任と言われないように、仮に地方消費税を上げることになれば、それはそういう形で責任を果たしていただくという方向での議論は必要であると思います。

【委員】 先生、一言だけ。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 相続税の申告は、どんなに僻地のどんなに小さい土地でも、一筆一筆評価をします。その評価の明細は、申告書の最後のところに、「相続財産の種類別価額表」として、現在でも明記することになっているんです。ですから、土地なのか家屋なのか、あるいはまた美術品なのか預貯金なのか有価証券、全部明細が出る。その中の土地、家屋も含めて、道府県別に分けるとか所在の市町村別に分けるというのは、税務署の実務としては何ら問題ないのですね。別表を一つつけるというだけなんです。そういうものをもっと、私もは利用してもらいたい。それが課税の対象として地方がそういう気になって本気でやれば、実務では追いつけるというか、そんな大きな負担ではないということだけ、実務面で申し上げたいと思います。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 確かに〇〇先生がおっしゃったのはそのとおりですが、ただ、今の亡くなられた方の5%しかかかってないような状況でいいのかという問題があるわけですね。

基本的には相続税、特に社会保障の恩恵を受けられた高齢者がお残しになったものに対してどう課税するかということに関しては、たかだか5%の方々だけでいいのかという問題意識があるわけで、今回も多分、ねじれ国会の中で成立は難しいと思いますけれども、平成23年度税制改正大綱で盛り込まれた相続税の改正というものは、基本的にはできるだけ多くの方に相続税を払っていただくということを念頭に置いていると。そうなると、数が増える。たかだか5%の方という話じゃなくて、10%、15%の方、その3倍とかの数の方が相続税を納める対象になるということになると、なかなか事務的にも多分、煩雑になってくるだろうというのがあるのと、あとはやはり国との関係で言うと、やはり国税で取っていたものを地方税という形にすると、おそらく今度は固定資産税の話で逆に地価税を復活させるとか、要は課税ベースをめぐる垂直的な租税競争が起こってくるかもしれません。

ということを見ると、先ほど少し〇〇先生がおっしゃったのでしょうか、相続税を地方交付税の財源に入れるとか、そういうダイレクトに地方税にするということにしてしまうと、相当、実務的にはいろいろ厄介な問題を抱えることになるということがあるので、そこはここで詳しく議論する必要があるのかどうか分かりませんが、いろいろ詰めていかないと、拙速にあれだけばんと出すと、アドバルーンを上げて、だめだといって引っ込まざるを得ないようなことになりかねないので、そこは少し戦略的に議論を進めていくという必要はあるかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

【委員】 すみません。よろしいでしょうか。

【小委員長】 どうぞ、〇〇委員。

【委員】 すみません、私が理解できていなかったらごめんなさい。論点1がおおよそ量の話をして、論点2がおそらく質の話だと思うのですが、論点1をざっくり、皆さんから出たコメントを勝手にまとめると、多分、社会保障を念頭に置かならば、地方税の充実が必ずしも唯一の戦略ではなくて、交付税や交付金の形でも構わないではないか。つまり、個別の都道府県、市町村に帰着させるような財源をつくるという論拠にはならないだろうというのが大勢を占めていて。ただ、もちろん、マージナルに追加的にどうしてもやらなければいけないサービスについては、それは自分たちで増税してやればいいのかというのが多分、〇〇先生が最後に付加した部分だと思っています。

翻って言うと、今、論点2のところに出てきているのが、〇〇先生がおっしゃったのは増税路線ですけども、増税路線と言っているのは、超過課税もできるし、法定改正もあるだろうという話ですよ。それに対して〇〇先生が言ったのは、多分、相続税みたいに国税のものを税目としてはもらってくるという話ですよ。消費税というのはしよせん、タックスポイントトランスファーの話なので、これも国が持っているものをどこまで自治体がとれるのかという話になっていると思うのです。

ところが、これ、論点1と論点2をくっつけてみると、一つ視点が落ちていて。論点2で集めて、集め方はどうでもいいんだけど、これを個々の自治体に帰着させるようなスキームで考えるのか、それとも、どこかにプールするのかというイメージを持つのかによって、多分、結果が変わってくるのではないかと思うのです。超過課税は必然的に個々の自治体に帰着するので、最後のゴールがもし交付金化とか交付税化とかいう話を持っていくのだとすると、なじまないわけです。逆に相続税を交付税の中に入れるというスキームならば、上の話とくっつくことになっていくと思うのです。なので実は、上で集めたお金をプールするのか、個々に帰着するのかという意識を持たないと、下の戦略が定まらない気がするのですが、こここのところは僕の解釈で間違えているのかどうか、お聞かせいただきたいのですけれども。

【小委員長】 どうでしょうか。

そうですね。地方消費税の話抜きと、大体そういう話になるのです。逆に、地方消費税の話をする、地方消費税の清算基準というのはご存じのとおりです。消費がたくさん行われている地域、小売りの売り上げが多い地域に、税収が入ってくる。そうすると、それは再分配というよりは普通の消費税ということになるかと思うのです。

地方税の充実ということを掲げているときに、東京都の視点について、例えば資料の後ろのほうでも東京都がいろいろな、多分認証保育所であるとか就労支援だとか、独自のことをやっているということがありまして、おそらく考え方として、東京都が本当に独自でやって、ほかのところはやらなくてもいいのだということであれば、それは独自課税の世界だ、あるいは余裕のあるところがやればいいのかということになると思います。

【委員】 そう思いますね。

【小委員長】 ただ、しかし、フロントランナー的に考えて、東京都はこういうふうになっている、しかし、これはすばらしいことだから、できれば、みんなできるようになったらいい、という形で考えるかということです。そうなってくると全体として、税を全国的なレベルで、一般的な歳入を増やして、もちろん、それはやらなければいけないと法令で義務づけられているわけではないので、それぞれの団体が優先順位を決めてやっていけばいいということで、そのための財源を一般財源として保障したいということになる。そういうものとして税を考える。

ただし、ご議論があったとおり、あまり税としてやっていくと財政力格差が拡大するという面もあるのではないかということになる。そこで税制全体としての、普遍性という原則があるので、そういう形の改正を進めながら、全体としての歳入を増やしましょう。そういうトータルな構造としてここでは考えた

いと思っているのが論点1。それを、具体的な税目で落としていこうというのが論点2なのですが、この短い時間ではなかなか言えないのですけれども。

私の予定としては、〇〇先生に対するお答えと言いながら、議事進行のことを考えてしまうのですけれども。実は、同じテーマでもう1回やることになっておりまして。今日の段階で、是非ご発言したいということであればよろしいでしょうか。

〇〇委員。

**【委員】** 時間がないと思いますので。論点1に関しては、今いろいろご議論があったわけですが、そもそも全体像がわからない中で税の話だけをしようとしても、やはり交付税の話とか保険料の話とかいろいろ出てきてしまうというので、私の中では、論点1は議論に参加しづらいなと思って差し控えさせていたっていました。

論点2に関しては、やはり地方税に関してどのように取り組むのかということで考えますと、税率の操作権というものをどういうふうに考えるのかという議論であるのだろうと思います。先ほど〇〇先生もおっしゃられたとおり、住民税と固定資産税に関しては、とりあえずは税率の操作権を持っているわけですが、付加価値税に関連しましては特に地方が税率の決定権を持っていないということで、〇〇先生がおっしゃられたような、今の国税の4%に25%を掛けるような方式というのを改めて、地方自身で税率自体が定められるような地方税の体系にするというのが一つの方向ではないかという点は、私も少なくとも地方がその可能性を考えるということは非常に大事なところだろうと思っております。

〇〇先生がおっしゃられた点で、相続税をもし地方税としてもとらえるとすれば、やはり固定資産税の性格をどうとらえるのかというところが非常に詰める必要が出てくるところで、その性格自体がある人は受益者負担だと言ってみたり、あるいは人税的なスタイルでとらえたりとか、いろいろあると思います。ですので、どちらかという、固定資産税をどういうふうにとらえていくのかというところの議論が先に必要だと思っています。つまり、もし相続税の話というのであれば、固定資産税という経常的な資産課税というものをどう組み込んでいくのかという話をしないと、固定資産税が地方税の一番ごちゃごちゃした部分だというふうに、私、理解しておりますので、先に固定資産税に関しての性格づけを、もう一度何か考える必要があるというふうに思っております。

以上です。

**【小委員長】** ありがとうございます。ただいまの発言も含めて次回に送りたいと思うのですが、よろしいですか。

それでは、この議論を継続するというので、本日の議論はここで一応締めさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の議事をこれで終了いたします。お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これをもちまして第2回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —